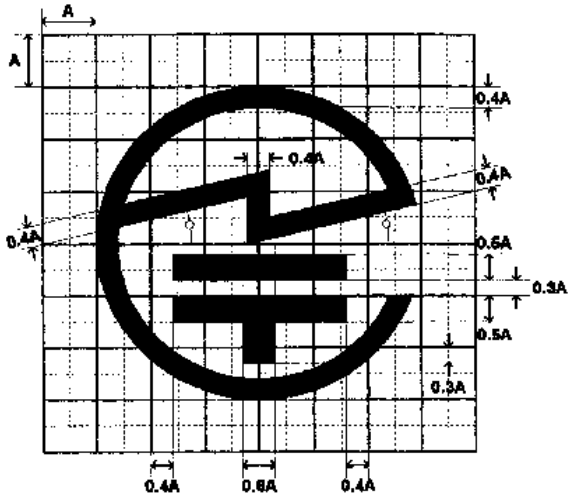
様式第14号（第43条関係）（平22総省令59・平26総省令68・平31総省令５・一部改正）

表示は、次の様式に記号Ⓣ及び識別番号を付加したものとする。



注１　大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

２　材料は、容易に損傷しないものであること（電磁的方法によって表示を付す場合を除く。）。

３　色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

４　識別番号の最初の６文字は届出番号とし、７文字目は特定端末機器の種別に従い様式第七号の注４の表で定めるとおりとし、最後の２文字は当該特定端末機器について技術基準適合自己確認の届出を行った西暦年数の十位以下を示す数字とする。なお、技術基準適合自己確認が、二以上の種別の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種別の端末機器について、様式第七号の注４の表に掲げる記号を列記するものとする。